

# 奨学金事業の概要

2007年10月

## 1. 奨学金の概要

- 1-1 奨学金事業に関する法令
- 1-2 奨学金の概要
- 1-3 貸与月額と貸与期間(第一種)
- 1-4 貸与月額と貸与期間(第二種)
- 1-5 奨学金事業予算
- 1-6 事業費の推移

## 2. 奨学金の申込から返還までの概要

- 2-1 奨学金申込の流れ
- 2-2 採用から貸与終了までの概要
- 2-3 奨学金の返還回収の概要 1
- 2-4 奨学金の返還回収の概要 2
- 2-5 機関保証制度について

## 3. 回収の状況と回収強化策

- 3-1 返還金回収状況 1
- 3-2 返還金回収状況 2
- 3-3 学種別延滞率(人員)
- 3-4 新規返還者の初年度末返還率
- 3-5 リレー口座加入率
- 3-6 リスク管理債権の状況
- 3-7 法的処理の実施
- 3-8 支払督促申立予告処理経過(18年度実施分)
- 3-9 回収促進策について 1
- 3-10 回収促進策について 2

## ■ 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

### ▶ 日本国憲法 第26条（第1項）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

### ▶ 教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

### ▶ 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

# 1-2 奨学金の種類

区分		第一種奨学金(無利息)	第二種奨学金(利息付)
対象学種		大学・短大、高専、大学院、専修学校専門課程 ※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管	大学・短大、高専(4・5年生)、大学院、専修学校専門課程
貸与月額		定額 ※私大・自宅外通学の場合6.4万円	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10万円から選択
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において上位1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家計	998万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合	1,344万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合
返還方法		卒業後20年以内	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息		—	上限金利3%(在学中は無利息) 19年度採用者から利率固定と利率見直方式の選択制導入

# 1-3 貸与月額と貸与期間（第一種）

■第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

区 分	貸与月額(単位:円)				貸 与 期 間				
	国公立		私 立		貸 与 始 期			貸 与 終 期	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	予約	在学	緊急	予約・在学	緊急
大 学	45,000	51,000	54,000	64,000	4月	7月	4月からを 限度に家 計急変事 由の発生 月以降で 奨学生が 希望する 月	卒業・修 了予定年 月まで	事由発生 の年度末 3月ただ し、家計急 変事由の 発生月が 5月以降 の場合は 翌年度末 まで継続 可能
短 期 大 学	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	7月			
高 1~3年次	21,000	22,500	32,000	35,000	4月	4月			
専 4・5年次	44,000	50,000	52,000	59,000		4月			
専修学校専門課程	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	7月			
大 学 院	88,000			4月	4月				
専 門 職 大 学 院	122,000			4月	4月				
博士後期課程	88,000			一面接授業期間					
大学通信教育 夏季・冬季スクー リング	88,000			一面接授業期間					

# 1-4 貸与月額と貸与期間（第二種）

■第二種奨学金は、奨学生が希望する貸与月額を選択する。

区 分	貸与月額	貸 与 期 間			
		貸 与 始 期			貸 与 終 期
		予約	在学	応急	予約・在学・応急
高等専門学校・ 大学・短期大学・ 専修学校専門課程	3万円・5万円・8万円・10万円から奨学生が希望する額を選択 (注)	4月	4月～9月の間で奨学生が希望する月	4月～3月の間で奨学生が希望する月	卒業・修了予定年月まで
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円から奨学生が希望する額を選択 (注)	4月			

■上記貸与月額の外に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者については14万円を、薬学・獣医学を履修する課程に在学する者については12万円を法科大学院の法学を履修する課程に在学する者については17万円又は20万円の貸与月額を選択することができる。

## (1) 予算額

(単位: 億円)

区 分		平成18年度予算	平成19年度予算	比較増△減	
事業費合計 (A+D)		7,999	8,503	504	
第一種奨学金 (無利息)	事業費総額 (A)	2,721	2,777	56	
	財源	政府貸付金 (B)	813	747	△ 66
		返還金充当額	1,718	1,742	24
		高等学校等奨学金事業交付金 (C)	190	288	98
		(B) + (C)	1,003	1,035	32
第二種奨学金 (利息付)	事業費総額 (D)	5,278	5,727	448	
	財源	財政融資資金	3,473	3,832	359
		財投機関債	1,170	1,170	0
		返還金充当額等	635	725	89
		[利子補給金] (E)	[ 114 ]	[ 169 ]	[ 55 ]
返還免除等補助金 (F)	17	20	3		
一般会計負担額 (B+C+E+F)	1,134	1,224	90		

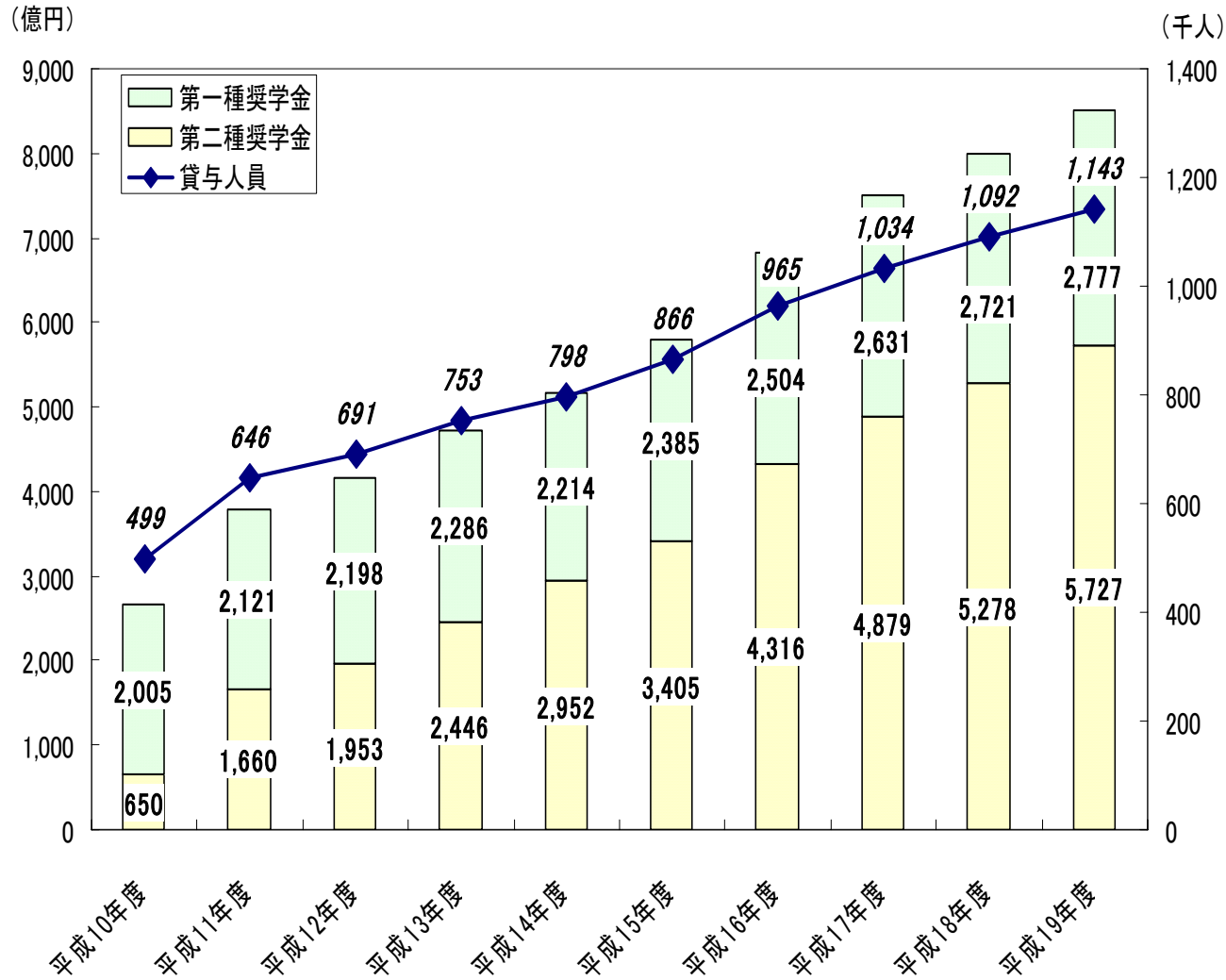
## (2) 予算人員

(単位: 万人)

区 分	18年度	19年度	増減
計	109.2	114.3	5.2
第一種貸与人員	46.0	46.7	0.7
第二種貸与人員	63.1	67.6	4.5

合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

# 1-6 事業費の推移



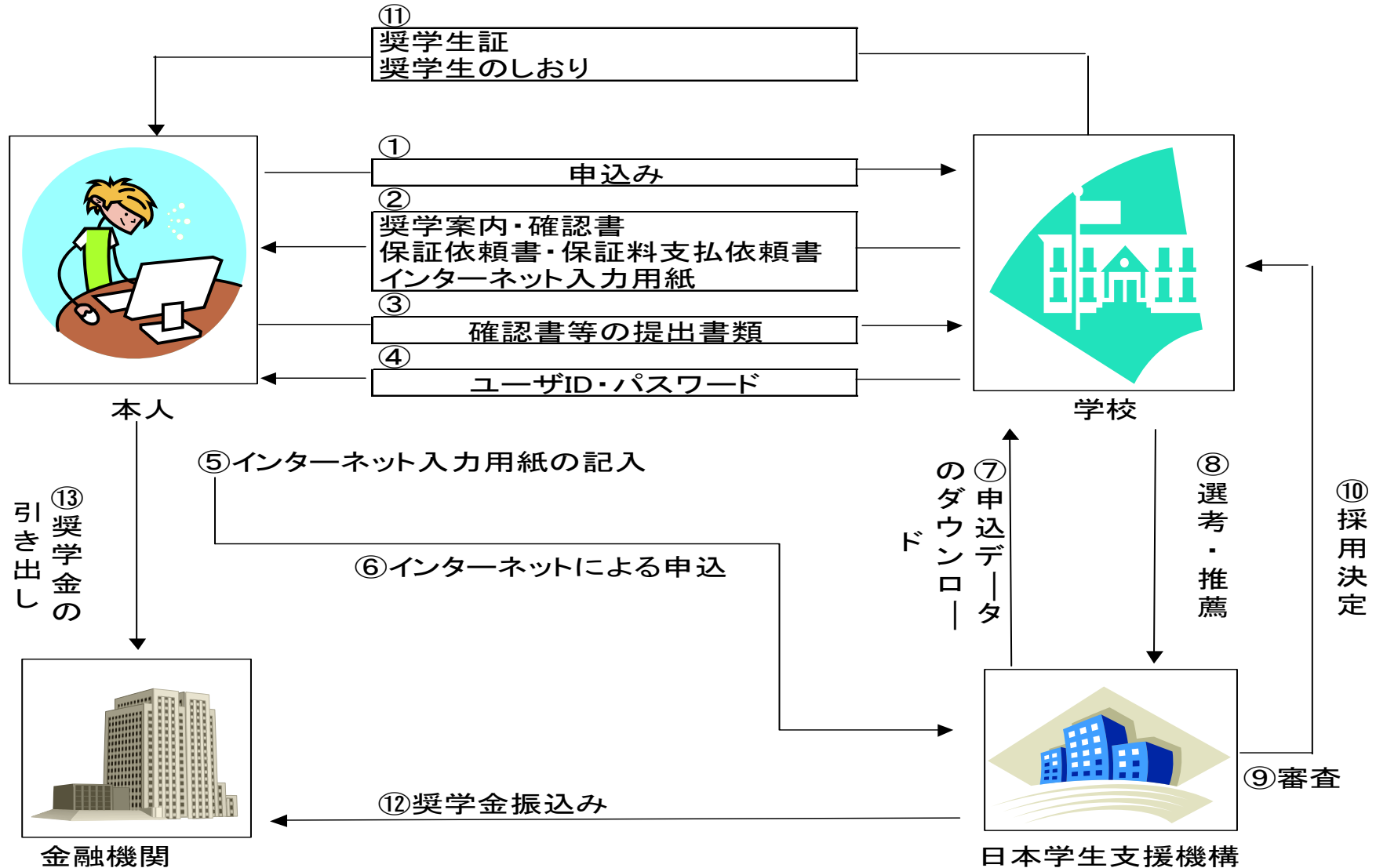
学生数に対する貸与率(18年度)

学 種	貸与率 (%)
大学	27.9
大学院	38.7
高等専門学校	11.0
専修学校 専門課程	21.1
計	27.1

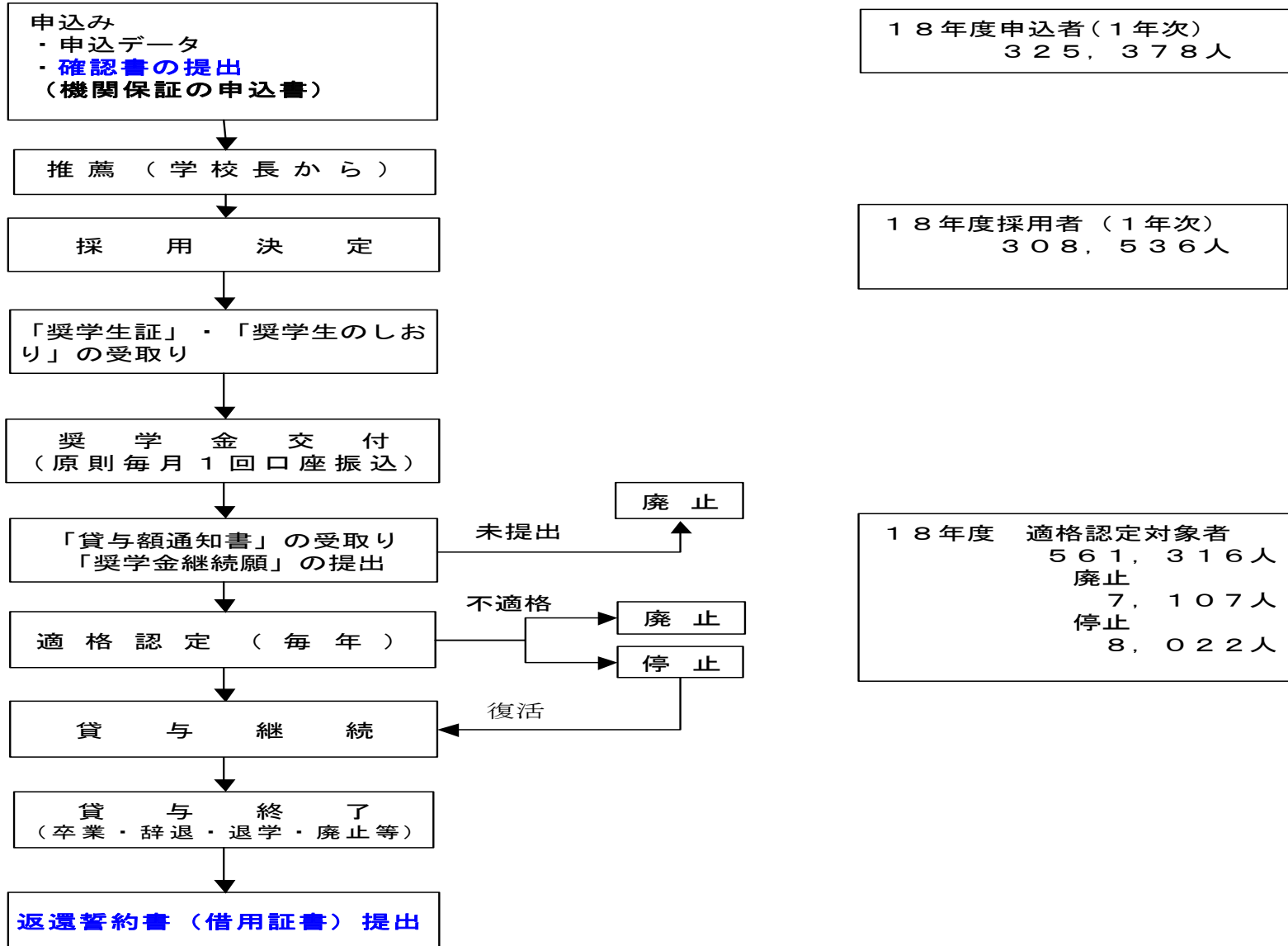
(注) 貸与率は18年度貸与実績/18年度学生数(実員)



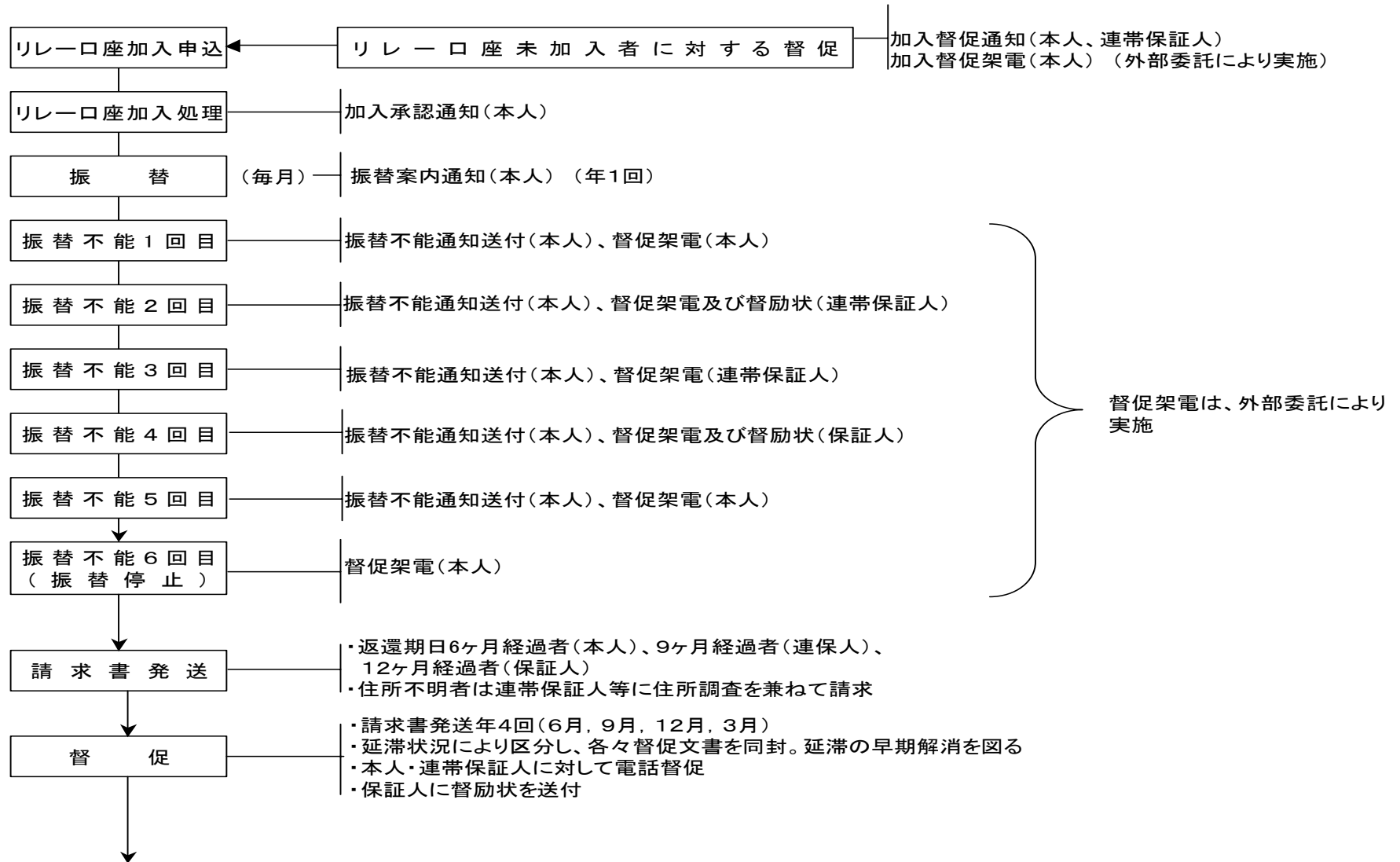
# 2-1 奨学金申込の流れ



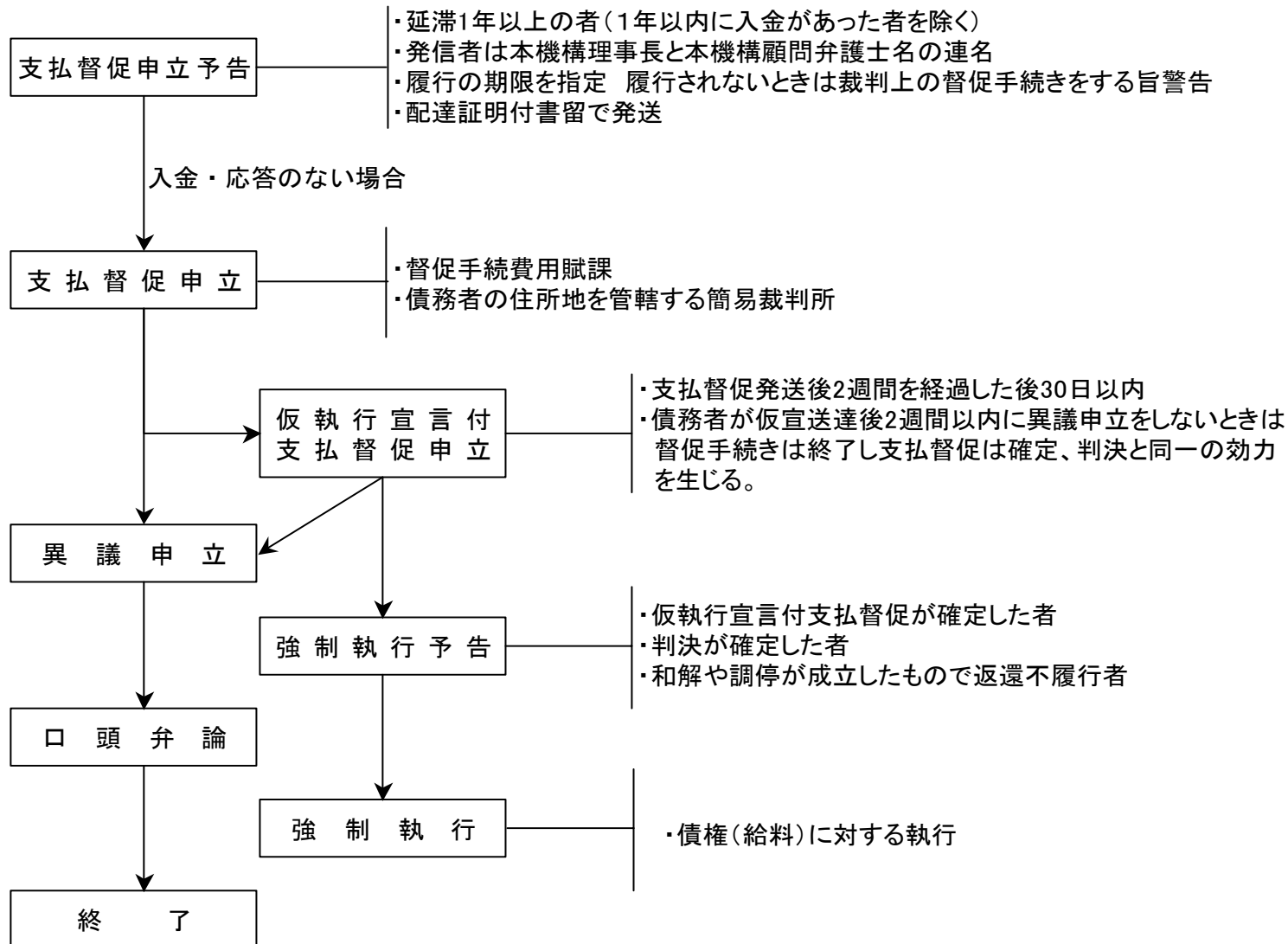
# 2-2 採用から貸与終了までの概要



# 2-3 奨学金の返還回収の概要 1

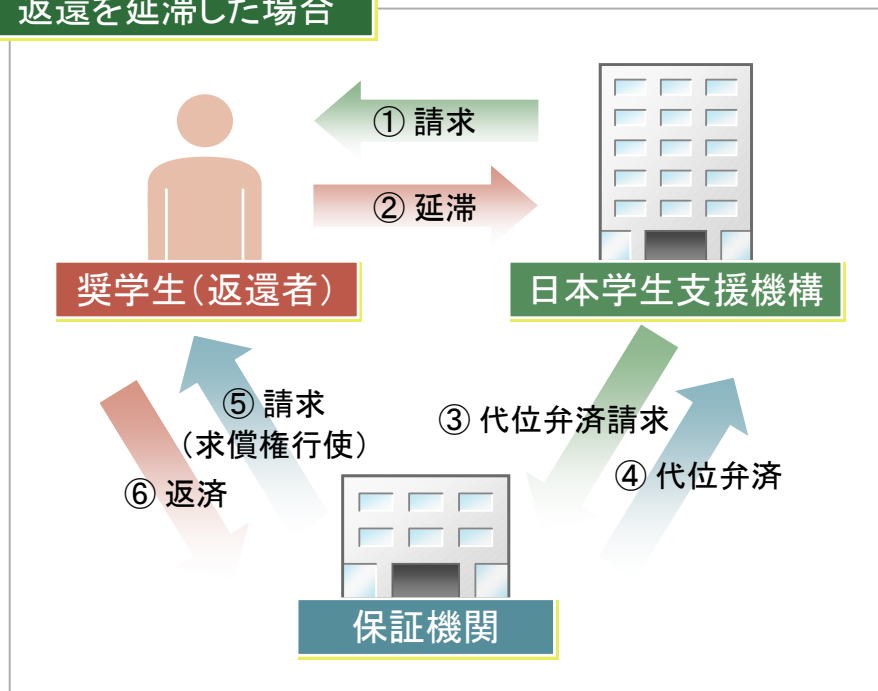


# 2-4 奨学金の返還回収の概要 2



- 学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人の人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入された。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択できるようになった。
- 機関保証業務は、財団法人日本国際教育支援協会が行なっている。

### 返還を延滞した場合



- 奨学生(返還者)が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、保証機関から奨学生(返還者)に代わって本機構に残った奨学金の額を、一括返済をする。(代位弁済)
- 保証機関が返済した後は、保証機関より奨学生(返還者)に、その分の返済を請求を行う。(求償権行使)

- 新規に奨学生となった者に対する機関保証制度への加入率は平成17年度実績で17.3%、また平成18年度実績で28.9%となっている。

(単位:百万円)

区 分	平成10年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
要 返 還 額 (A)	136,919	185,806	204,849	229,668	257,545	285,452
返 還 額 (B)	110,176	146,028	160,810	178,974	201,319	224,039
返 還 率 (B/A)	80.5%	78.6%	78.5%	77.9%	78.2%	78.5%
第一種奨学金	78.8%	76.5%	75.8%	75.1%	74.7%	74.5%
第二種奨学金	88.6%	85.9%	86.2%	85.0%	85.3%	85.5%
未 返 還 額 (A-B)	26,743	39,778	44,039	50,694	56,226	61,413
繰上返還額	34,196	52,329	57,728	54,795	63,477	64,396

- (注) 1 要返還額とは、当該年度中に返還すべき額で、返還期日到来分のみ。  
 2 要返還額及び返還額には、繰上返還額を含まない。  
 3 繰上返還額とは、返還期日未到来の割賦金のうち、返還された額。

# 3-2 返還金回収状況 2

(単位:億円)

区 分	平成14年度末			平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末			
	要返還額	返還額	返還率	要返還額	返還額	返還率	要返還額	返還額	返還率	要返還額	返還額	返還率	要返還額	返還額	返還率	
第一種奨学金	当年度期日到来分	1,140	1,050	92.1%	1,192	1,097	92.1%	1,283	1,183	92.2%	1,340	1,245	92.9%	1,395	1,301	93.2%
	延滞分	300	51	17.0%	325	53	16.2%	356	47	13.3%	395	52	13.1%	420	51	12.1%
	小計	1,440	1,101	76.5%	1,517	1,150	75.8%	1,639	1,231	75.1%	1,735	1,296	74.7%	1,815	1,351	74.5%
	繰上分	-	263	-	-	277	-	-	300	-	-	304	-	-	281	-
	合計	1,440	1,365	-	1,517	1,427	-	1,639	1,531	-	1,735	1,600	-	1,815	1,632	-
第二種奨学金	当年度期日到来分	374	348	93.1%	477	445	93.2%	588	545	92.7%	748	698	93.2%	927	866	93.5%
	延滞分	44	11	24.4%	55	13	24.5%	69	14	20.0%	93	19	20.8%	113	23	20.1%
	小計	418	359	85.9%	532	458	86.2%	658	559	85.0%	841	717	85.3%	1,039	889	85.5%
	繰上分	-	260	-	-	300	-	-	248	-	-	331	-	-	363	-
	合計	418	619	-	532	759	-	658	806	-	841	1,048	-	1,039	1,252	-
合 計	当年度期日到来分	1,514	1,398	92.4%	1,669	1,542	92.4%	1,871	1,729	92.4%	2,088	1,942	93.0%	2,322	2,167	93.3%
	延滞分	344	62	18.0%	380	66	17.4%	425	61	14.4%	487	71	14.6%	533	74	13.8%
	小計	1,858	1,460	78.6%	2,048	1,608	78.5%	2,297	1,790	77.9%	2,575	2,013	78.2%	2,855	2,240	78.5%
	繰上分	-	523	-	-	577	-	-	548	-	-	635	-	-	644	-
	合計	1,858	1,984	-	2,048	2,185	-	2,297	2,338	-	2,575	2,648	-	2,855	2,884	-

(注) 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、集計した計数と必ずしも一致しない。

# 3-3 学種別延滞率（人員）

（単位：％）

区 分	平成14年度末現在	平成15年度月末現在	平成16年度末現在	平成17年度末現在	平成18年度末現在
第 一 種 奨 学 金	14.4	14.7	15.2	14.9	15.0
高 等 学 校	24.2	25.2	26.2	26.4	27.1
大 学	10.9	11.0	11.3	11.0	10.9
大 学 院	6.7	6.9	7.2	6.4	6.4
高 等 専 門 学 校	11.9	12.0	11.8	11.6	11.2
専 修 学 校	16.7	16.6	16.9	16.2	15.8
第 二 種 奨 学 金	10.9	11.4	12.2	11.9	11.8
高 等 専 門 学 校	8.7	6.4	6.5	4.4	6.3
大 学	10.7	11.1	11.9	11.7	11.5
大 学 院	7.1	7.0	7.2	6.6	6.4
専 修 学 校	15.0	15.1	15.6	15.2	14.8
計	13.5	13.8	14.3	13.9	13.7

（注） 延滞率 =  $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100(\%)$  で延人員に対するものである。



## 3-4 新規返還者の初年度末返還率

(単位: %)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
第一種奨学金	92.6	92.2	93.8	94.5	94.3
第二種奨学金	92.9	92.2	93.0	93.4	93.4
合 計	92.7	92.2	93.4	93.8	93.7

(注) 中期計画目標値

・95%以上

(単位: %)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
新規返還開始者	93.7	91.9	94.5	95.4	95.3
総 合	70.3	75.2	77.9	81.6	84.3

(注) 中期計画目標値

- ・新規返還開始者 95%以上
- ・総合 80%以上

# 3-6 リスク管理債権の状況

(第一種)

(単位:百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
年度末要返還債権(a)	1,213,381	1,287,294	1,352,098	1,400,699	1,445,224
期末貸与金残高(b)	1,927,534	2,015,103	2,103,433	2,188,232	2,257,376
年度末3月以上延滞債権(c)	100,691	108,263	114,140	110,401	113,738
c/a	8.3%	8.4%	8.4%	7.9%	7.9%
c/b	5.2%	5.4%	5.4%	5.0%	5.0%

(第二種)

(単位:百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
年度末要返還債権(a)	520,648	692,082	904,711	1,126,779	1,405,026
期末貸与金残高(b)	1,098,237	1,366,095	1,696,242	2,063,593	2,466,898
年度末3月以上延滞債権(c)	35,651	48,113	64,605	76,008	93,654
c/a	6.8%	7.0%	7.1%	6.7%	6.7%
c/b	3.2%	3.5%	3.8%	3.7%	3.8%

(総合)

(単位:百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
年度末要返還債権(a)	1,734,029	1,979,376	2,256,810	2,527,478	2,850,250
期末貸与金残高(b)	3,025,770	3,381,198	3,799,675	4,251,825	4,724,274
年度末3月以上延滞債権(c)	136,343	156,376	178,745	186,409	207,392
c/a	7.9%	7.9%	7.9%	7.4%	7.3%
c/b	4.5%	4.6%	4.7%	4.4%	4.4%

(注) 1 中期計画目標値(要返還債権に対するリスク管理債権の割合)

- ・第一種 8.0%以下
- ・第二種 8.5%以下

2 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

- 1年以上の延滞者を対象として、法的措置を前提とした請求の手続きの徹底を図るため、平成17年度末における延滞1年以上の者14万人のうち、1年以内に入金のあった者や自己破産等の債務整理中の者を除いた約10万件を法的処理の対象とし、3年間で集中的に実施している。

(平成18年度・平成19年度実施分)

(単位: 件数)

区分		支払督促申立 予告	支払督促申立	異議申立	仮宣申立	強制執行 予告	強制執行 申立
平成18年度支払督促申立予告		10,498	1,181	547	418	23	—
平成19年度 支払督促申立予告	第1回 (4/25)	17,453	985	307	3		
	第2回 (10/1)	17,712	—	—	—	—	—
合 計		45,663	2,166	854	421	23	0

(2-4の流れ図参照)

(注) 1.平成19年8月末現在の件数である。

2.平成18年度支払督促申立予告には、平成17年度以前に支払督促申立予告をした者で平成18年度に法的処理を実施した者を含む。

3.平成20年度は残り約5万件を実施予定。

# 3-8 支払督促申立予告処理経過（平成18年度実施分）

区 分	件 数	延滞債権額	入金額
	件	千円	千円
支払督促申立予告書を発送した者	10,498 (100.0)	10,307,329	577,167
・解決した者	4,922 (46.9)	4,975,730	473,204
・入金	2,569 (24.5)	2,742,815	471,951
・猶予申請	305 (2.9)	373,159	0
・電話等応答(手続き中又は折衝中)	2,048 (19.5)	1,859,756	1,253
・住所調査が必要な者	4,395 (41.9)	4,051,143	1,359
・支払督促申立を行った者	1,181 (11.2)	1,280,456	102,604
・解決	846 (8.1)	890,022	31,765
内訳			
・和解	426	502,235	19,456
・判決	6	4,369	15
・仮執行宣言付支払督促申立	414	383,418	12,294
・取り下げ(転居等)	243 (2.3)	280,507	70,828
・申立中	92 (0.9)	109,927	11

(注) 1 平成19年3月末現在の件数である。

2 住所調査が必要な者には、予告書発送後応答のない者を含む。

3 件数のカッコ数は支払督促申立予告書を発送した者に対する割合であるが、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

## ① 口座振替制度への加入促進（平成7年度～）

平成7年度から口座振替制度（リレー口座）を導入。平成10年3月卒業者より全員加入とした。

平成14年度から、外部委託による電話での加入督促を実施。

【 加入督促 平成16年度 40,996件 平成17年度 58,935件 平成18年度 86,737件 】

【 新規返還者加入率 平成16年度 94.5% 平成17年度 95.4% 平成18年度 95.3% 】

## ② 各学校に対する延滞防止の徹底（平成9年度～）

日本学生支援機構より各学校に延滞状況等を通知し、返還指導を徹底するように依頼。

## ③ 外部委託を活用した督促の拡大（平成13年度～）

口座振替不能者及び請求書方式による返還者で期日までに入金のない延滞者に対して、電話による返還の督促。

【 平成16年度 921,853件 平成17年度 1,199,074件 平成18年度 1,301,642件 】

## ④ 分割返還による返還方法の弾力化（平成16年度～）

決められた額の返還が困難な場合には、延滞の長期化を防止するため、延滞者の生活実態を踏まえた分割返還による返還や返還期限の猶予制度を活用して、適切な指導を実施。

## ⑤ 外部委託を活用した連帯保証人・保証人に対する請求の早期化（平成16年度～）

従来より、延滞2ヶ月以上の者に対して連帯保証人・保証人に対する電話等による督促を実施。平成18年度は保証人に対する請求を早期化し、振替不能4回目に督促を実施。

【 保証人に対する請求 平成17年度 振替不能5回目 ⇒ 平成18年度 振替不能4回目 】

## ⑥ 機関保証制度の導入（平成16年度～）

従来の人的保証制度（連帯保証人と保証人を立てる）に加え、一定の保証料を支払うことにより連帯保証人・保証人の確保が難しい場合であっても、自らの責任で奨学金の貸与が受けられる機関保証制度を導入。

【 加入率 平成16年度 9.1% 平成17年度 17.3% 平成18年度 28.9% 】

## ⑦ 法的措置を前提とした請求督促の強化・充実（平成17年度～）

1年以上の延滞者を対象として、法的措置を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じて法的措置を早期に実施している。

支払督促申立予告件数 【 平成16年度 462件 平成17年度 4,167件 平成18年度 10,498件 】

## ⑧ 債権回収業務の外部委託の試験的導入（平成17年度～）

延滞1年以上で過去1度も入金のない延滞者の一部を対象として、架電や文書による督促、返還者との折衝などの債権回収業務を包括的に委託。

【 平成17年度・・・556件、201百万円について実施。うち、273件、75百万円回収 】

【 平成18年度・・・7,037件、4,437百万円について実施。うち、1,617件、219百万円回収 】

## ⑨ 外部委託を活用した延滞9月・12月の者への督促（平成18年度～）

振替不能後延滞9月及び12月となった延滞者へ請求書を送付した後、未入金者に対し、外部委託を活用した電話による返還督促を実施。

【 平成18年度・・・延滞9月 3,227件 延滞12月 3,014件 】

## ⑩ 潜在的な住所不明者に対する住所調査（平成18年度～）

請求書等が返戻とはならないが、応答の無い者のうち、連帯保証人と同じ住所の延滞者に対して、電話による住所調査を実施。